

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月24日（金）午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第4号 買受適合証明について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、7月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 川野辺辰美委員、3番 野口啓子委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
事務局	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号306号、307号ですが、こちらは同一の譲受人で、各譲渡人も親族関係でありますので一括で説明いたします。
	受付番号306号・307号ともに、譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、今後耕作することが難しいため譲受人へ売買を行うものです。申請地は譲受人が既に耕作を行っている農地に隣接しており、通作距離等についても問題ないと思われます。
	受付番号308号ですが、本案件は圃場整備事業に伴う申請となります。譲渡人は今後耕作ができないため圃場整備事業に併せて譲受人へ贈与を行うものです。申請地は譲受人の自宅から徒歩5分程の場所に位置にあります。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思われます。
	受付番号309号ですが、譲渡人は今後耕作することが難しいため譲受人へ売買を行うものです。申請地は、譲受人の自宅前で家庭菜園として使用している農地に隣接しており、本申請地を取得することで一体利用することが見込まれます。申請事由は自家消費野菜作付けであり、問題ないものと思われます。
	受付番号310号ですが、譲渡人は今後耕作ができないため譲受人へ売買を行うものです。譲受人は市内で福祉施設を運営しており、福祉事業の一環で養蜂を行っていますが、ミツバチが近隣の家に飛んでいくことがあります。そこで安全を考慮し、近隣の家に飛んでいかない範囲となる本申請地を取得するもので、申請地は譲受人の事業所に隣接しています。なお、養蜂が農業に該当するかどうかという点につきましては、埼玉県農業政策課から「養蜂も農業に該当する」という回答は得ており、問題ないものと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。

	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5 番	受付番号 3 0 6 号及び 3 0 7 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
1 0 番	受付番号 3 0 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
3 番	受付番号 3 0 9 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。
	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用
	3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。
	続きまして、受付番号 3 1 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 農地取得後は、耕作いたします。
	2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。

	1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。 (起立全員) 起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 受付番号311号は、自己用住宅を設けるものです。 申請者は現在市外のアパートに居住していますが、住宅を建てるべく土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。 農地の区分につきましては、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。 第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。 受付番号312号は、自己用住宅を設けるものです。 譲受人は現在市内のアパートに居住していますが、住宅を建てるべく土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。 農地の区分については、東武鉄道南羽生駅から1km以内に位置する「第2種農地」と判断しました。 受付番号313号は、自己用住宅を設けるものです。 譲受人は現在市外に居住していますが、実家住まいであり、家族が増え手狭になってきています。そこで通勤や周辺環境の良いの住む市内で住宅を建てるべく土地を探したところ、本申請地を見つけたので申請をするものです。 農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。 受付番号314号は、建築条件付売買予定地を設けるものです。 譲受人は市外で不動産業を営む法人です。今般、交通の便や商業施設に近い本申請地を見つけたため、申請を行うものです。 農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種

農地」と判断しました。
受付番号３１５号は、自己用住宅を設けるです。
譲受人は現在市外のアパートに居住していますが、子どもが大きくなり手狭になったので住宅建築を計画しました。そこで親戚の住む市内で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。
第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第３３条第４号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。
受付番号３１６号は、自己用住宅を設けるです。
譲受人は現在市内のアパートに居住していますが、将来を考え住宅建築を計画しました。そこで実家付近で土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね１０ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第１種農地」と判断しました。
第１種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第３３条第４号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。
受付番号３１７号は、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は市外で主に太陽光発電を営む法人です。今般、電力の需要の多い関東圏内で太陽光発電に適した土地を探していたところ、価格面等で条件の合う土地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３１８号は、建築条件付売買予定地を設けるものです。
譲受人は市外で主に介護事業や不動産事業を営む法人です。今般、建築条件付売買予定地を建設するにあたり、条件に適した土地を探していたところ、条件の合う土地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３１９号は、太陽光発電施設を設けるものです。
譲受人は市外で主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請地は太陽光を遮るものが少ない良好な日射量の点、既存電柱を活用し節約できる点、整地費用が安価である点、等の条件に合うことから、本申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね１０ha未満になる「第２種農地」と判断しました。
受付番号３２０号は、太陽光発電施設を設けるです。
譲受人は市外で主に太陽光発電事業を行っている法人です。今般、遊休化している農地を有効活用とエネルギー供給の貢献を両立させる

	ため、本申請を行うものです。 農地の区分については、農地の広がり概ね10ha未満になる「第2種農地」と判断しました。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号311号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由が記載されていますので朗読いたします。 現在、市外のマンションに住んでおりますが、羽生市内で住宅の建築を検討していました。居住するのに、ショッピングモールも近くにあり、生活の利便性がよいと考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
2 番	受付番号312号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市内の賃貸住宅に妻と住んでおりますが、将来を考え専用住宅の建設を決めました。妻の勤務先が市内で、私は電車を利用して通勤していることから、駅周辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。近隣に商業施設もあり何かと便利な場所と考えております。 続きまして、受付番号313号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、夫の実家に両親と一緒に住んでいます。子どもが大きくなり住居が手狭になったので専用住宅の建設を決めました。夫の通勤に羽生市内を経由していたことと共通の友人が住んでおり休日に羽生市によく来ていたことから、羽生市内で検討し、将来を考え保育園・小学校が近くにある市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
8 番	受付番号314号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	住環境の良い羽生市において、お住まいの方にとってさらに利便性の高く、それでいて住環境の整った、街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。お住まいになる方の対象は、20代から30代前半の夫婦で、まだお子様が幼く、共働きしている家族であり休みの日は公園で家族一緒に過ごしたり、買い物をしたりと、郊外にてゆとりを持った住まいを探している方を対象としております。今回の申請地は敷地の面積も閑静な周辺地域としてロケーションを満たしておりました。国道へのアクセスも良く、商業施設へも車で容易に行ける利便性もあり、絶好のロケーションであると考えております。
	続きまして、受付番号282号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、妻の身内が所有する共同住宅に妻と子どもと住んでおりますが子供が大きくなり手狭になったので専用住宅の建設を決めました。
	親戚が住んでいる場所近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。
	近隣に住宅も多く、保育園もあり何かと便利な場所と考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	1 番
	受付番号316号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、市内の賃貸住宅に住んでおりますが、将来を考え、専用住宅の建設を決めました。実家近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。
	近隣に住宅も多く、将来何かと便利などと考えております。
	続きまして、受付番号317号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

1 1 番	受付番号 3 1 8 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地において、分譲住宅 2 棟を建設し、地域住民への良質な住宅を供給することを目的としています。近隣の宅地状況を精査した結果
	本申請地以外では、必要とされる開発面積を確保することが困難である
	ことに加え、インフラ整備等の立地適格性においても本申請に代わる
	土地は存在しないと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
9 番	受付番号 3 1 9 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	続きまして、受付番号 3 2 0 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	1. 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。
	2. 設置後の土地の維持管理を徹底します。
	3. 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。
	4. フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。
	5. その他、行政から指導があった際は速やかに従います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
1 0 番	太陽光発電で近隣トラブルになった際、近隣の方とコンタクトが取れていないまま申請した場合、次の議案にあるような計画変更等になりますと土地所有者の方に迷惑が掛かってしまうと問題だと思うのですが、その際の方針や環境課とのやり取りについて教えてください。
事務局	農業委員会としては隣接農地の所有者との同意は求めています。農業委員会としては周辺農地に影響がないように事業を進めることというところが根底にございますので、太陽光発電について、隣接地の同意を求めているのは農地に限っております。ただ、環境課でも独自にガイド

	ラインを定めておりますので、環境課としては農地以外の隣接地の同意を求めていることもございます。もしも太陽光発電の設備が建った後、隣地トラブルが発生した際にはガイドラインに沿って、事業者が解決するという前提で、審査を行っております。他にも雑草伸びて、どうすればいいかという問題につきましても、環境課で、事業者に通知を行って、適正に管理するよう指導を行っております。農業委員会にご連絡いただければ、環境課に情報共有させていただきますのでよろしくお願いします。
5 番	太陽光発電の場合、フェンスをつけることが多いですが、フェンスと道路の間の雑草の相談も環境課が対応するのですか。今の時期だと1か月に1回は刈らないと雑草が伸びてしまいますので、地元で相談をされることがあります。
事務局	フェンスと道路の間の草については地先管理として、隣接土地の所有者に管理をするように指導しています。ただ、雑草についても、民法上の考えですと、その土地の所有者の財産という考えになってしまうので行政としても、刈るように指導をするところが限界にはなってしまいます。ただし、交差点のところなど、交通事故に繋がるおそれがあるような場所については、建設課で刈払いをする場合もありますので、場所ごとに相談いただければと思います。
議 長	(質疑終了)
(議案第3号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について説明させていただきます。 受付番号321号は、令和7年11月25日付け、指令加農振第5-105号で既に太陽光発電施設敷として許可が出ている土地になります。今回、当初許可を受けた農地のうち、1筆を事業用地から削除するため、申請を行うものです。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
10 番	受付番号321号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。

	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による計画変更の理由が記載されていますので朗読いたします。
	計画変更の理由は近隣住民からの猛烈な反対があり、事業地から除外する必要が出たためです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言をお願いします。
5 番	今まで苦情を受けて申請地番を減らすケースはありましたか。
事務局	今回の経緯についてなのですが、許可後、太陽光パネルの設置工事を始めたところ、当初は反対ではなかった方が、反対の意思を表明したということで、今回地番を削除したという経緯になります。太陽光のパネル設置に伴って、一筆削除するというようなケースは、私の知る限り、これ初めてになります。
5 番	これから先、だれか苦情を言ったら、削除してもらうようなケースが通例になってしまうのでしょうか。
事務局	今回のように許可が出た後、申請の当時は賛成だったけれども、工事が始まってから反対するというような場合は、事業者の方で反対者の方の対応をしてもらうことが前提となります。それでも解決しない場合は今回のように一筆だけ削除するというようなことも考えられます。
3 番	太陽光発電の申請の場合、自治会長だけではなく、隣地の方の同意はもらっているのでしょうか。
事務局	農業委員会で同意を求めているのは、隣接している農地の所有者に限ってになります。だからと言って、宅地だから同意をもらわなくていいというわけではなく、あくまでも事業者の方で挨拶や説明に行くというところは口頭ではありますが、指導しております。
推進委員	私の家の近くの話なので、なんで、建てたのに撤去しているのだらうと思っていた。反対した人がいたので撤去したという話は聞いていたのですが、反対の理由はどのような理由なのでしょう。太陽光発電が嫌いだからとか、心情的な理由なのでしょう。
事務局	トラブルなので、詳しく言える部分と言えない部分あるので、話せる範囲で話しますと、まず、申請当初は反対ではありませんでした。工事が始まって反対を表明したということですが、その主な要因としましては、太陽光の反射光がまぶしいということ、夏の時期、農業ができなくなるのではないかと懸念があるということ、人の家の裏側に設置するのはやめてもらいたいということ、というのが中心であると聞いております。
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、承認する旨の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請については、承認する旨の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
（議案第 4 号）	続きまして、議案第 4 号 買受適合証明についてを議題といたします。

	事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第４号 買受適格証明について説明させていただきます。
	まず、買受適格証明についてご説明いたします。
	買受適格証明というものは、国が所有している農地、いわゆる国有農地が入札方式で売りに出される際、その入札に参加するために必要となる書類になり、県知事が「この入札者が落札した場合、農地法の許可の見込みがある」ということを証明するものになります。
	受付番号３２２号は本申請地が関東財務局所管の国有農地であり、売りに出されることになります。その国有農地を入札に参加するため本証明の申請をするものです。
	なお、申請者は本申請地を含む約２８，０００㎡の農地で倉庫を建築する計画をしております。本申請地を国から落札した後、他の農地を含んで、改めて農地法第５条許可申請を後日行うことになります。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
１１番	受付番号３２２号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	申請人による理由が記載されていますので朗読いたします。
	高速道路の整備により、インター周辺や幹線道路を介して高速道路網につながることで土地への産業系土地利用としての活用の需要が高まってきています。特に近年インターネット通販などの利用拡大のほか、ITを活用した物流の効率化を背景に、大手不動産会社や外資系物流ファンドなどに積極的な投資が物流施設等で拡大してきています。
	土地選定にあたっては、進出希望業者の意向を踏まえ、市街化区域で探したところ、条件に合うものが見つからず、市街化区域に範囲を広げたところ、話がまとまったため申請するものです。幹線道路沿いであり、高速のインターチェンジも近いことから適地と考えています。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第４号 買受適格証明については、証明を受けることに對し承認する旨の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第４号 買受適格証明については、証明を受けることに對し承認する旨の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。

	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 続いて、事務局より報告事項がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。 住宅敷 6 件、建売住宅敷 1 件でございました。 報告事項 2 農地法第 4 条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第 4 条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行うものです。1 件でございました。 報告事項 3 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第 5 条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行うものです。1 件でございました。 報告事項 4 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。13 件でございました。 報告事項 5 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました 6 月分でございます。4 条が 1 件、5 条が 8 件ございました。 報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。 はじめに、農地利用状況調査（農地パトロール）についてでございます。こちらは、毎年 7 月～8 月に実施しておりますが、今年は余裕をもって 7 月～9 月で計画しています。農業委員会の業務の中には、遊休農地の発生防止や解消が必須の業務となっております。農地法では、農地利用状況調査（農地パトロール）として、年に 1 回、強化月間として過去の遊休農地が、その後、どのような状況になっているかなど現在の農地利用の状況の確認・調査を行うものとなっております。 お手元に、昨年までの農地利用状況の現状を地図に落とした資料をお配りいたしました。地図をみて頂きますとオレンジ色に塗られた箇所がありますが、ここが昨年度までに耕作放棄地となっていた農地の場所です。皆様におかれましては、はじめに、この場所が現在、どのような状況か、例えば、畑として使用され、耕作放棄地が解消されているとか、あるいは以前と同様に草が生えたままなのか、など確認をお願いします。また、その確認作業をするとともに、その周辺の地域について、新たに耕作放棄地が発生していないかを確認し、再来月 9 月 25 日（木）の定例会でご提出をお願いいたします。 そしてみなさんの農地パトロール調査日等の記録をもれなく活動記録簿に記入もお願いします。詳しくは、耕作放棄地調査要領及び地図の記入例をご覧くださいと思います。 調査にあたっては、熱中症に気をつけてください。「頑張りすぎ」は危険です。こまめな水分補給等と休憩をお願いします。そして交通事故等に気をつけてください。調査表や地図に集中しすぎると危険です。周囲の状況への注意をお願いします。 なお、定例会終了後、各担当地区の農業委員、推進委員の皆様でお集まりいただき、調査していただく区域を決めていただければと

	思います。
	続きまして、先月ご案内しました「令和８年度 農地利用最適化活動活性化研修会」についてご案内です。
	来月、令和８年８月５日（水）、午後１時３０分から文化ホールでの研修会ですが、出席希望の方は、当日、筆記用具を持参の上、１２時３０分に文化ホールの入口付近に集合をお願いいたします。入口付近で事務局の者がお待ちしております。集合完了した後で事務局で一括で受付を行いますので、よろしくお願いいたします。
	続きまして、農業委員・推進委員の改選についてお知らせです。
	来月８月４日に行われる、自治会連合会会議にて、正式に次期農業委員・推進委員の改選について周知を行います。前回の改選の時から代替わりした、新しい自治会長の区もあるかと思います。委員の皆様の中には、自治会長から前回の改選の様子を聞かれることがあるかと思っておりますので、その際はご協力いただければと思います。
	続きまして、農地相談会についてです。
	７月の相談会の担当委員は漆原委員、奈良原推進委員となります。
	日程は７月３０日木曜日の午後１時３０分となっております。
	来月８月の相談会の担当委員は渋谷真弘委員、井野岡推進委員となります。日程は８月２７日木曜日の午後１時３０分となっております。
	会場は市役所１階にある１０１会議室です。
	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	続きまして、定例農業委員会の日程についてです。
	来月８月の定例農業委員会の日程でございますが、８月２５日火曜日午後１時３０分を予定させていただきます。会場は３０２会議室を予定しておりますので、日程調整のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。 令和 ８ 年 ７ 月 ２ ４ 日 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____	